

令和3年4月1日から

自転車の保険加入が義務になります



歩行者・自転車等が安全に通行し、県民の皆さんが安心して暮らせる地域社会を実現するため、令和2年7月13日に「自転車安全利用条例」を制定しました。令和3年4月1日から施行されます。

自転車安全利用条例には

どんなことが定められているの？

自転車の安全利用を進めるための基本的な事項や自転車利用者などの責務、自転車損害賠償保険などへの加入義務などが定められています。

利用者の責務

- ・ 交通ルールを守る
- ・ 他人に迷惑を及ぼす運転をしない
- ・ ヘルメットを着用するよう努める
- ・ 自転車損害賠償保険などに加入しなければならぬ（未成年の場合は保護者が義務を負う） など



また、事業者や自転車貸し出し業者にも保険加入の努力義務が課せられています。

自転車損害賠償保険とは？

自転車損害賠償保険とは、自転車事故による他人の生命または身体の被害を補償することができる保険または共済のことです。いわゆる自転車保険という名称が付いているもののほか、自動車保険の特約（日常生活賠償特約・家族全員をカバー）、傷害保険に付帯するもの、学校で加入するPTA保険、自転車販売店で自転車の点検整備を受けると1年間の保険が付く自転車に掛ける保険（TSMマーク）などさまざまな種類があります。

新しく保険に入らなければならないの？

右のような保険または共済に加入していない場合は新たに加入する必要がありますが、既に加入し補償されている場合（特約を含む）は、一重に加入する必要はありません。まずはご自分またはご家族の現在加入している保険の内容をご確認願います。分かりにくい場合は保険会社に尋ねてみてください。（別図を参照）

自転車クイズ

Q1 次のうち自転車運転中にはいけない行為は？

- ア:歩行者のそばを通るときに減速(徐行)しない
- イ:歩行者用信号が赤になっても横断歩道を通過
- ウ:スマートフォンを見ながら運転

Q2 自転車の加害事故で国内過去最高賠償額は？

- ア:約95万円
- イ:約950万円
- ウ:約9500万円

（例）意識が戻らない状態となった事例

Q2:ウ(小学生が歩行中の女性に衝突し、女性の左手:10指差)

別図 自転車損害賠償保険等 加入状況確認フローチャート

自転車利用中の事故により他人に損害を与えた場合に備えて、損害を補償できる保険(自転車損害賠償保険等)に加入していますか？

※点検整備を受けると自転車に貼られる「TSMマーク」も該当します。

